

第161回北上地区消防組合 議 会 定 例 会 議 録

開会 平成31年2月12日

閉会 平成31年2月12日

北上地区消防組合議会議務局

第161回定例会会議録

目 次

平成31年 2月12日（火曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席議員	1
説明のため出席した者	2
関係市町出席者	2
議会事務局出席者	2
開会・開議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
行政報告並びに施政方針	3
現金出納検査結果の報告	5
一般質問	
・ 4番 鈴木健二郎 君	5
報告第1号 自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分について	12
議案第1号 北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	13
議案第2号 北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例	14
議案第3号 平成30年度北上地区消防組合補正予算（第3号）	18
議案第4号 平成31年度北上地区消防組合予算	20
議案第5号 岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協	

議について	25
-------------	----

第161回定例会結果

議案番号	件名	議決月日	議決結果
議案第1号	北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	2月12日	原案可決
議案第2号	北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例	2月12日	原案可決
議案第3号	平成30年度北上地区消防組合補正予算(第3号)	2月12日	原案可決
議案第4号	平成31年度北上地区消防組合予算	2月12日	原案可決
議案第5号	岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議について	2月12日	原案可決

平成31年 2月12日（火曜日）

議事日程第1号

平成31年 2月12日（火）午後 3時00分開議

北上地区消防組合消防本部 大会議室

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 行政報告並びに施政方針

第4 現金出納検査結果の報告

第5 一般質問

4番 鈴木健二郎

(1) 消防庁舎建築の進捗状況及び今後のスケジュール等について

(2) 西和賀町での昨年の建物火災件数ゼロ実現の教訓等について

(3) 消防力の整備指針に基づいた消防ポンプ自動車、消防職員等の充足率及び充足率を満たす計画について

第6 報告第1号 自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分について

第7 議案第1号 北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第8 議案第2号 北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

第9 議案第3号 平成30年度北上地区消防組合補正予算（第3号）

第10 議案第4号 平成31年度北上地区消防組合予算

第11 議案第5号 岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議について

出席議員（7名）

1番 高橋 晃 大 君

2番 梅 木 忍 君

3番 小原敏道君

4番 鈴木健二郎君

5番 高橋到君

6番 刈田敏君

7番 齊藤律雄君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

管理者（北上市長）	高橋敏彦君
副管理者（西和賀町長）	細井洋行君
副管理者（北上市副市長）	及川義明君
会計管理者（北上市会計管理者）	藤原和恵君
監査委員	高橋政芳君
監査委員事務局長	齋藤雅夫君
事務局長（消防長）	佐藤晃君
事務局次長（消防次長兼総務課長）	小田島宏己君
消防次長兼北上消防署長	折居基宣君
予防課長	菊池洋幸君
警防課長	高橋毅君
西和賀消防署長	菅浩城君

関係市町出席者

北上市消防防災部消防防災課長補佐	島津英樹君
西和賀町総務課長	刈田哲彦君

議会事務局出席者

事務局長	佐藤晃君
事務局次長	小田島宏己君
書記	昆野美継君
書記	高橋周一君

書記
書記
書記

工藤拓矢君
浅沼悟君
千田輝幸君

午後3時00分 開会・開議

ただいまの出席議員数は7名であります。定足数に達しておりますので、これより第161回北上地区消防組合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配布しております、議事日程第1号によって進めます。

○議長（齊藤律雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、3番小原敏道議員、4番鈴木健二郎議員を指名いたします。

○議長（齊藤律雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日一日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日間と決定いたしました。

○議長（齊藤律雄君） 日程第3、行政報告並びに施政方針について、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

（管理者 高橋敏彦君 登壇）

○管理者（高橋敏彦君） 本日、ここに第161回北上地区消防組合議会定例会が開会されるに当たり、行政報告及び平成31年度における消防組合運営方針の一端を申し上げます。

始めに、平成30年の消防組合の主な活動から御報告申し上げます。

火災の発生件数は32件で、平成29年に比較し3件の減でありました。火災種別の内訳としては、建物火災が最も多く15件、車両火災が6件、

林野火災が1件、その他の火災が10件でありました。なお、西和賀消防署では、西和賀町消防団、西和賀町婦人消防協力隊及び各地区住民と連携し、「にしわが火災ゼロ運動」を実施しており、平成29年11月2日から本日まで建物火災は発生しておりません。

救急業務につきましては、出場件数は3,629件で、平成29年に比較し37件の増となっております。また、搬送人員は3,397名で、出動件数、搬送人員とも過去最多となっております。応急手当の普及促進につきましては、救急講習会を165回実施し、3,997名が受講しております。今後も、応急手当のPRを図り普及に努めてまいります。

次に、事業の進捗状況について申し上げます。

西和賀消防署建設事業に関しましては、造成工事及び建築設計を平成30年11月に業務を完了しております。

北上消防署北部庁舎建設事業に関しましては、建築設計業務委託及び敷地の造成工事は本年3月の業務完了予定となっており、雨水の排水側溝工事を3月から8月までで実施する予定としております。なお、両庁舎共に、平成31年度に着工し、平成32年度の開署に向け進めてまいります。

また、北上消防署配備の消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車は、11月に納車となり運用を開始しております。

以上を申し上げ、行政報告といたします。

続きまして、消防組合の今後の運営方針について申し上げます。

始めに、火災予防の分野について申し上げます。飲食店など不特定多数の者が出入りする施設の消防法令違反是正を強化するとともに、消防法改正に伴う小規模飲食店への消火器設置指導に努めてまいります。また、住宅用火災警報器については、平成18年に新築住宅への取り付けが義務付けされてから交換の目安となる10年以上が経過していることから、設置促進と併せて適切な維持管理の指導に努めてまいります。

次に、消防、救急活動について申し上げます。今年、ラグビーワールドカップ2019が釜石市でも開催されることから、テロ災害に備え各種資機材の高度化を図るとともに、職員の知識及び技術を向上させるため、消防学校教育をはじめとする各種研修会への派遣、資格取得への支援を継続的

かつ計画的に進めてまいります。

以上、行政報告及び施政方針の一端を述べさせていただきましたが、引き続き住民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（齊藤律雄君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（齊藤律雄君） 日程第4、現金出納検査の結果について報告を行います。書記をして報告書の朗読をさせますが、文書の題名、検査の対象及び検査の結果についてのみ朗読させます。書記。

（書記朗読）

○議長（齊藤律雄君） ただ今の報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（齊藤律雄君） 日程第5、これより一般質問を行います。

通告に従い、質問を許します。4番鈴木健二郎議員。

（4番 鈴木健二郎君 登壇）

○4番（鈴木健二郎君） 私は、北部消防庁舎並びに西和賀消防庁舎消防署建設、消防力の整備指針等について管理者に伺います。

先程管理者から報告ありましたが、昨年8月22日の全員協議会で説明がありました、北上市内に建設する北部消防庁舎、これは平成33年開署となっております。また、西和賀消防署の建設、これは平成32年開署となっておりますが、この両建設について、今年度は北部庁舎は用地取得と造成の計画そして建築計画、西和賀消防署は建築設計、造成工事となっておりますが、両施設整備の進捗状況はどのようになっているのでしょうか。また、今後のスケジュール等の見込み変更等はないかどうか伺います。

2つ目は、これも管理者から報告ありましたが、西和賀町での昨年の建物火災発生件数ゼロ実現の教訓はどこにあると考えるのでしょうか。

また、この教訓を北上地区全域に生かすにはどのようにすればよいと考えるか伺います。

3点目は、国の消防力の整備指針に基づいた消防ポンプ自動車、救急自動車、消防利水そして消防職員の充足率と充足率を満たす計画をどのように考えているのか伺います。

以上であります。

○議長（齊藤律雄君） 管理者。

（管理者 高橋敏彦君 登壇）

○管理者（高橋敏彦君） 鈴木健二郎議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、消防庁舎建設の進捗状況について申し上げます。

北上消防署北部消防庁舎につきましては、今年度予定の敷地造成工事及び庁舎の建築設計業務は3月の完了に向けて進んでおり、今後のスケジュールにも大きな変更はございませんので、平成32年度当初の開署に向け進めてまいります。

西和賀消防署の敷地造成工事及び庁舎の建築設計業務につきましては、平成30年11月に予定どおり事業を完了しておりますが、平成31年度の庁舎建築につきましては、冬季間の工事一時休止を考慮し、平成32年6月頃の完了を見込んでおります。

次に、西和賀町での建物火災件数ゼロ実現の教訓等について申し上げます。

にしわが火災ゼロ運動として、西和賀消防署、西和賀町消防団、西和賀町婦人消防協力隊、各行政区長及び西和賀町が協力し、防火PR、防火指導等を行ったことにより、町民の防火意識が高まったことが、火災ゼロにつながった要因の一つであると考えております。

北上消防署におきましても、関係機関と協力して実施することは同様ですが、人口規模も異なることから、地域ごとに主な火災原因に対応した予防活動を実施し、火災の減少に繋げてまいりたいと考えております。

次に、消防力の整備指針に基づいた充足率について申し上げます。

当組合管内における消防ポンプ自動車及び救急自動車の充足率は100%であります。

また、消防水利に関しましては、構成市町が整備事業として計画的に行っているところであり、充足率は約85%となっております。

人員につきましては、整備指針による算定数165人に対し現員数は140人でありますので、充足率は84.8%となっております。条例定数におきましては、平成29年2月の議会において、135人から145人に増員させていただき、現在、計画的に採用しているところであります。また、再任用職員の活用も考慮し、消防の責任を果たせるよう整備してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 北部消防庁舎並びに西和賀消防署の整備、これは順調に進んでいるということで伺いましたので、引き続いてスケジュールののって整備を促進していただきたいと思います。

2つ目の、西和賀町での建物火災ゼロ、去年はゼロだったということ、私は本当に敬意を表したいと思います。これは、規模の問題ではなく、やっぱり取り組みではないかなと思います。管理者が御答弁されましたけれども、このゼロ運動、どこでもゼロ運動は展開するわけですけれども、それが達成するというのは、なかなか困難な状況もあると思います。それで、もう少し取り組みを細かくお聞きしたいんですけれども、新聞報道もされてまして、私もいろいろとお聞きしたところによりますと、まず広報車両での啓発運動が頻繁にやられてると。北上でもやられているわけですけれども、どこに違いがあるのかと思います。もしこの啓発活動に差があるのであればお聞かせいただきたい。

それから、各家庭への広報活動もされているということですね。それから、独居の高齢者世帯に対して重点的に予防を呼び掛けているということですね。コメントもありますけれども、やはり啓発の効果がそうしているということで、組合創立以来のゼロということが一自治体によってなされるということは、評価に値すると私は思うんですけれども。先程管理者も言ったように、全体では火災は3件減ってはいるんですが、さまざまな要因はあるんでしょうけれども、この教訓は生かせるのではないかなと私は

思いますので、この件についてもう一度伺いたいと思います。

以上です。

○議長（齊藤律雄君） 事務局長。

○事務局長（佐藤晃君） はい、お答えいたします。

西和賀消防署で行った火災ゼロ運動の教訓を北上消防署でも生かせるのではないかという御質問でございますが、確かに西和賀消防署では広報活動を頻繁に行っております。例年よりも少し多めに実施しております。広報活動によって、住民への浸透を図ったということもございますので、その取り組みの部分においては北上市でも生かせるかなと考えております。なにせ、人口違いもございまして範囲も広いということもございまして、先程管理者の答弁しましたとおり、地域ごとの火災状況もありますので、郊外にいきますと野火火災も多い状況にございますので、それらを撲滅する形で、地域ごとに重点的に行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） そのとおりだと思います。やはり地域ごとにきめ細かくやっていくということだと思うんですが、ここで、広報活動が非常に重要だということですが、広報車の数については地域で啓発活動を行うには十分足る数になっているのかどうか、この際お聞きいたします。その点はどうか。

○議長（齊藤律雄君） 事務局長。

○事務局長（佐藤晃君） はい、お答えいたします。

広報につきましては、ほとんどが消防ポンプ自動車で行っております。各分署におきましても消防ポンプ自動車若しくは救急車で行っておりますので、すぐに現場対応できる形での広報活動を行っておりますので、十分に車両については充足しております。

以上であります。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） では、あとは密にやるということだけですね。ぜひ御期待申し上げておきたいと思います。なんとしても減らしていって、

最小限の被害にしていくということかなと思います。

それから、3番目の消防力の整備指針。御承知だと思うんですけども、2014年10月31日に改定されております。これは、消防の需要が増えている状況があるということが一つ。それから、広域化が全国的に進んでいる中で、消防力がどうしても減少しているとか劣ってきているという中で、例えば火災現場に駆け付ける時間が長くなっている、それから救急活動も時間が長くなっているために救える命もなかなか救えないという状況が出ているようであります。そういうことで、私はお聞きしたいわけでありまして、人員の充足率は管理者は84.8%とおっしゃいましたが、これは総務省が決めた基準でありまして、私はこれでも十分だとは思っていません。そういう基準でもこの北上地区の充足率は84.8%。100%になれば一番いいわけですけども、前から取り上げてきましたけれども増えていない状況であります。前に議会で配付された事業計画を見ましても、平成36年度で条例定数に達するということでもあります。来年、再来年は減るんですよ、逆に3人。この人員計画をみても、これは逆行するのではないかと言わざるを得ないわけですよ。マンパワーの充足は消防力の強化につながっていくと私は思いますので、次の点についてお聞きします。消防力の整備指針で確認したいんですけども、消防ポンプ1台について5人の搭乗者が必要だとあります。これに照らしてどうなのか。それから、救急自動車は1台について3人の搭乗員が必要だとあります。それから、通信員ですね。北上地区は満たされているのかなと思いますが、念のためお聞きしますけれども、この国の基準に対して通信員の充足はどのようになっているのか。この3点、確認しておきたいと思います。

○議長（齊藤律雄君） 事務局長。

○事務局長（佐藤晃君） はい、お答えいたします。

人員の基準に則った人員配置でございますが、北上消防署のポンプ隊は5人としております。各分署のポンプ隊は4人としております。救急車につきましては、すべて3人で計算しております。また、通信員につきましては、現状のとおりということで、指令センターに派遣している5名で計算しております。

以上であります。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 分署については4人。これは、基準に照らしてどうなんですか。4人でもいいんですか。

○議長（齊藤律雄君） 事務局長。

○事務局長（佐藤晃君） 分署の場合は、救急車とともに出動いたしますので、それらを勘案して4人とすることができるとなっておりますので、基準どおりでございます。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 休んだりする職員あるいは病気等でやむを得ず出勤できないという状況もあるわけですが、そういう場合でも十分な配置はできているのですか。

○議長（齊藤律雄君） 事務局長。

○事務局長（佐藤晃君） はい、お答えいたします。

分署についても最低人員というのは決めていますので、万が一最低人員を切るような場合には北上消防署から派遣して配置するなど、必ず下回らない形で行っております。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 結局は、ほかの職員を融通してということになるわけですね。結局は絶対数的に不足しているからだろうというふうに思うんですけども。

もう一つお聞きしたいのは、火災が発生して知覚してから放水開始まで、これも基準が決められていますよね。何分以内、まあ、7分とか8分とか、5分以内が理想なようなんですけれども。

それから、救急車の現場到着時間。これは、長くなっているのか短くなっているのか、北上地区でもどのような状況になっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（齊藤律雄君） 暫時休憩いたします。

午後3時27分 休 憩

午後3時30分 再 開

○議長（齊藤律雄君） 再開いたします。

事務局長。

○事務局長（佐藤晃君） はい、お答えいたします。

放水開始時間につきましては、統計は取っておりません。

救急現場到着時間につきましては、平成27年が7.5分、平成28年が8.1分、平成29年が8.3分となっております。

以上でございます。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 結局、長くなってますね。私もそうかなと思ってましたけれども、今明らかになりました。火災現場の到着時間も伸びざるを得ない状況にあると思います。

それで、これは国会でも非常に大きな問題になりまして、職員を増やす場合の財政的援助を国が行うという答弁もされているようであります。この点について把握しておりましたか、職員採用についての財政援助を。

○議長（齊藤律雄君） 事務局長。

○事務局長（佐藤晃君） 現在のところ、そのような文書は組合の方には入ってございません。

以上でございます。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 2年前になるのですが、当時の高市総務大臣が答弁している中ですが、財政措置を含めて職員確保へ支援・助言していくという答弁をしております。実際に援助されているか私も確認しておりませんので、ぜひこれを当局で確認して、そうした援助も活用できるのならばして、早急に条例の定数に近づけて、せめてまず国の定める基準に達成していくことが、住民のニーズに応えていくことと思っておりますので、最後になりますが、管理者はこれについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（齊藤律雄君） 管理者。

○管理者（高橋敏彦君） そのとおりであります。まずは条例の定数に近

づけていくことだと思えます。また、条例に近づいてもなお80%台ということで、構成市町の財政とも鑑みて進めなければならないと考えておりますので、国の支援等注意深く見ながら、職員の過重な負担にならないようにしていきたいと考えております。

以上であります。

○4番（鈴木健二郎君） はい、終わります。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎議員の質問を終結いたします。

○議長（齊藤律雄君） 日程第6、報告第1号自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。事務局長。

（事務局長 佐藤晃君 登壇）

○事務局長（佐藤晃君） ただいま上程になりました、報告第1号自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分について、御説明申し上げます。

事故の概要は、平成30年8月29日午後4時45分頃、北上消防署大堤分署の職員が広報車で出向中、北上市下鬼柳地内の市道において、相手方に一時停止標識のある交差点を直進しようとしたところ、右側から進入してきた自転車と衝突し、相手方小学生に人身被害を負わせたものであります。

和解の内容は、相手方の損害額5万9,010円を支払うことで示談が成立したので、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る10月29日に専決処分をしたものであります。

なお、損害賠償額は、公益社団法人全国市有物件災害共済会から全額給付となるものであります。

この事故は、安全確認が十分でなかったことが原因で起きた事故であり、常に歩行者や自転車に配慮するよう職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全に細心の注意を払っていくよう一層指導してまいることを申し添え、報告といたします。

○議長（齊藤律雄君） これより質疑に入ります。3番小原敏道議員。

○3番（小原敏道君） これを見ますと、右側からの一時停止標識のある交差点から進入してきたとあるんですけれども、右と言えば車両一つ分の

距離があるので、発見してからかなりの時間を要するのではないかなと思います。そこで、一つ聞きたいのが、サイドにぶつかったのか、正面にぶつかったのか。もし、真正面にぶつかったのであれば、よほどの運転手の不注意だと思いますが、そういった中で、一層注意を促すと言ったんですけれども、職員へどのような指導を行ったのか、伺います。

○議長（齊藤律雄君） 総務課長。

○総務課長（小田島宏己君） ただいまの小原議員の質問にお答えいたします。

発見できなかったかということですが、現場は北星荘の近く、歓喜院の北側の十字路になります。そこを、公用車が鬼柳から上がっていったときに、交差点において、自転車が出てくるところに歩行者と電信柱がちょうど重なりまして、そっちが見えなかった状態であったそうです。ここは、その地区でも危ない所だというのは小学校でも注意しているそうです。ですので、うちの職員もそこはスピードを抑えて走っていたところですが、右側のフェンダーに、あとはフロントガラスに乗り上げた形です。けがの程度は打撲ということです。

それからの対応ですが、事故は夕方でしたので、私どもはそちらの事故処理、家族、病院の方へ両次長が行っております。職員に対しては、私の発した記録ですが、全職員にインフォメーションで流せる機能がありますので、それで次の日の8時に、公用車人身事故の発生についてということで内容を職員に周知しております。その中でも、事故が多い場所や見通しが悪い場所では必ずカモ運転を行ってください、ということを発信し、あとは、所属長及び安全運転管理者は所属での取り組みをお願いしますということを、私の方から流し、各所属で公用車の安全運転について徹底しているところでもあります。

以上です。

○議長（齊藤律雄君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（齊藤律雄君） 日程第7、議案第1号北上地区消防組一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

(事務局長 佐藤晃君 登壇)

○事務局長 (佐藤晃君) ただいま上程になりました議案第1号、北上地区消防組一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

職員の給与につきましては、岩手県人事委員会から勧告が出されており、北上市はこの勧告に準拠して給与条例を改正しております。このことから、当組合においても勧告に準拠して給与条例の改正をしようとするものであります。

改正の内容は、平成30年度分から給料月額を平均0.2%、月額にして400円から1,800円引き上げるとともに、勤勉手当の支給割合を年間で0.1か月分引き上げ、平成31年度から期末手当の6月期と12月期の支給割合を均等にしようとするものであります。

施行日は公布の日とし、表2の項の改正にあつては平成31年4月1日とするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 (齊藤律雄君) これより質疑に入ります。(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (齊藤律雄君) これをもって質疑を終結いたします。

○議長 (齊藤律雄君) これより討論に入ります。(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (齊藤律雄君) これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号北上地区消防組一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (齊藤律雄君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（齊藤律雄君） 日程第8、議案第2号北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 佐藤晃君 登壇）

○事務局長（佐藤晃君） ただいま上程になりました、議案第2号北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

今回の改正は、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置を促進するためのものです。

施行日は、平成32年4月1日とするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤律雄君） これより質疑に入ります。4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 法令に違反する対象物を公表するということがありますけれども、何点かお聞きします。

これまで法令違反はどれほどあったのか。

それから、法令違反者に対してどのような対応をされてきたのですか。

それから、この公表による効果、狙いはどこにあるのか。

それから、公表しないと何か問題が発生するのでしょうか。これらについてお聞きします。

○議長（齊藤律雄君） 予防課長。

○予防課長（菊池洋幸君） ただいまの御質問にお答えいたします。

法令違反の数につきましては、統計を取っておりませんので把握しておりません。なお、この件数につきましては、立入検査の実施状況によって左右されるものでありますことを申し添えます。

違反対象物に対する対応といたしましては、一般的なことではありますが、現地で口頭で関係者に告知をします。そのうえで、文書で通知書を交

付します。この際に、改善の計画を書面で求めることも合わせて通知しているところです。期限までに是正されない場合、次の段階にいきまして警告書を行います。そのうえで履行期限を定めまして、履行期限を過ぎてもなお違反が継続する場合には、命令という形に移行するものであります。

公表の効果につきましては、今ちょっと触れましたけれども、消防機関が命令をするまでにはかなりの日数をかけるという部分があります。その間、利用者等がその違反状況を知ることができない。そういったところから、その間を利用者等が自ら建物の情報を入手することで、防火安全に対する認識を高めて、人的の部分もそうですが、火災による被害軽減を図るという狙いがございます。併せまして、公表をすることで、防火対象物の関係者による防火安全体制の確立も期待できる制度でございます。

狙いにつきましては、今の内容と同様ということでございます。

以上です。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 統計を取っていないということですね。ようするに、把握されていない状況があるという風に私は聞こえたんですけども、では、この条例化する狙いは何なのですか。公表することによってその違反者を利用者に知らせるということで、違反を無くしていくということなようですけども、そうなりますとやり方としてはどうなんですかと言いたくなります。きちんと把握して、どういう状況があって、どうしても文書、命令を出しても改善しないという状況を公表して防げるのかどうかということだと思います。なんでも条例化すればいいものではないと私は思います。なぜ命令を出しても改善しないのか、もうちょっと理由があるわけでしょ、改善できない理由が。そういうことを把握しないで、条例で公表するというやり方はどうなのかと言わざるを得ないですね。これについて、どうお考えですか。

○議長（齊藤律雄君） 予防課長。

○予防課長（菊池洋幸君） ただいまの御質問ですが、法令違反の数を捉えていないというのは、単年度ごとの実施結果として押さえるものではありますが、年度ごとに立入検査の実施状況が違うのでその比較対象でき

ないという意味での、押さえていないというところでございます。

命令までしないとだめなのかという部分につきましてはですが、公表制度のねらいが、火災をいち早く覚知するための自動火災報知設備が一つ、あとは火災発生時の初期消火に重要とされる屋内消火栓設備とスプリンクラー設備、これらが消防用設備として重大な設備と捉えておりますので、これらの設備が不備であるものに対する公表を考えているものでございます。

取り組みとしてどうなのかという部分ではございましたが、これら以外のものにつきましてももちろん都度都度関係者に接触を図りながら是正に向けているものであります。あくまでも公表制度の対象とするものは、人的被害、建物被害に直結するものという部分をいち早く是正されるためのものと捉えております。

以上です。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 命に係わる、人的被害に関わるものに限ってということなわけですが、これは規則で定めることになるんですか。この条文ではちょっとそこは読み取れないものがありますが、規則では何を定めるのでしょうか。

それから、なぜ平成32年4月1日、一年間の猶予を持つ理由は何なのか伺います。

○議長（齊藤律雄君） 予防課長。

○予防課長（菊池洋幸君） 一つ目の部分ですが、この部分につきましては、規則で詳細について定める予定でございます。

あとは、平成32年の施行ということにつきましてはですが、まずこの制度の通知が来まして、その実施時期につきましては各県で統一されたものとして定めるようにと国の方から来ております。その期限が岩手県にあっては平成32年4月という部分でしたので、逆算しまして管内の皆様にお知らせする期間を一年見て、今回の上程ということになったところでございます。

以上です。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 一年間の周知期間ということですね。これは分かりました。

では、規則は、いつ定めて、どういう風に公示するのでしょうか。

○議長（齊藤律雄君） 予防課長。

○予防課長（菊池洋幸君） 規則につきましては、今回の条例が可決され次第、規則の改正について手掛けることとなります。

以上です。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） ですから、いつまでに定めるのですか。すぐといても、すぐという言葉には幅があるものですから。いつまでに定めて、例えば議会に示すのか。あるいは、対象物はたくさんあるんですよ。規則を一年以内に周知するということでしょうから、早めに規則を作って、議会で議論していくのかどうか。そこまで考えていることなのか伺います。

○議長（齊藤律雄君） 予防課長。

○予防課長（菊池洋幸君） 規則の制定時期でございますが、4月までを予定しております。

内容につきまして議会に諮るのかという御質問でございますが、これにつきましては、そのような予定ではございません。

以上です。

○議長（齊藤律雄君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（齊藤律雄君） これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第2号北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（齊藤律雄君） 日程第9、議案第3号平成30年度北上地区消防組合補正予算第3号を議題といたします。

書記をして議案の朗読をさせます。書記。

（書記朗読）

○議長（齊藤律雄君） 提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 佐藤晃君 登壇）

○事務局長（佐藤晃君） ただいま上程になりました、議案第3号平成30年度北上地区消防組合補正予算第3号について提案の理由を申し上げます。

はじめに、第1条の歳入歳出予算の補正から御説明いたします。

今回の補正の額は、歳入歳出の総額から4,722万9,000円を減額し、予算の総額を17億9,834万3,000円にしようとするものであります。

主な内容を歳出から申し上げます。8ページを御覧願います。

3款1項1日常備消防費について申し上げます。職員人件費のうち、給料、勤勉手当及び岩手県市町村総合事務組合退職手当負担金は、給与改定に伴う増額であり、そのほかは不用額を減額しようとするものであります。消防管理運営事業の486万円の減は、11節需用費等の不用額を減額しようとするものであります。

10ページを御覧願います。3款1項2目、消防施設費のうち、22節、補償、補填及び賠償金は、排水側溝工事に係る水道管の移設に伴う補償費を追加しようとするものであり、そのほかの節はそれぞれの契約金額が確定したため、不用額を減額しようとするものであります。

次に、歳入につきまして御説明申し上げます。6ページを御覧願います。

はじめに、2款使用料及び手数料から説明させていただきます。2款2項1目消防手数料は、危険物取扱い許可手数料を増額しようとするものであります。6款1項1目消防債は、起債対象事業の入札減による起債の減額によるものであります。7款1項1目物品売払収入は、消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車の売り払いによるものであります。

最後に、歳入1款分担金及び負担金について、御説明申し上げます。

14ページを御覧願います。これは、先程まで申し上げて参りました歳入

歳出補正の内容を反映させ、北上市は2,368万1,000円の減、西和賀町は782万2,000円の減とし、合計で3,150万3,000円を減額しようとするものであります。

続きまして、第2条の繰越明許費について御説明申し上げます。4ページを御覧願います。北上消防署北部消防庁舎建設事業について、雨水の排水側溝工事について平成31年度に予算を繰り越して使用するため、その繰越額を定めようとするものであります。

続きまして、第3条の地方債の補正について御説明申し上げます。5ページを御覧願います。事業費確定等に伴い、限度額を2億2,250万円から2億550万円に変更しようとするものであります。

以上、補正予算の概要について申し上げましたが、よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤律雄君） これより質疑に入ります。第1条歳入歳出予算の補正、第2条繰越明許費、第3条地方債の補正を一括して行います。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（齊藤律雄君） これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第3号平成30年度北上地区消防組合補正予算第3号を採決いたします。

この採決は、挙手により行います。本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（齊藤律雄君） 挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（齊藤律雄君） 日程第10、議案第4号平成31年度北上地区消防組合予算を議題といたします。

書記をして議案の朗読をさせます。書記。

(書記朗読)

○議長(齊藤律雄君) 提案理由の説明を求めます。事務局長。

(事務局長 佐藤晃君 登壇)

○事務局長(佐藤晃君) ただいま上程になりました、議案第4号平成31年度北上地区消防組合予算について、提案の理由を申し上げます。

初めに、第1条歳入歳出予算から御説明申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億200万円に定めようとするものであり、前年度当初予算と比較しますと、8億4,374万8,000円、率にしまして、48%の増となっております。

主な内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により、12ページ以降の歳出から申し上げます。

1款議会費及び2款総務費につきましては、報酬及び旅費が主なものであります。

14ページをご覧ください。3款消防費、1項1日常備消防費は13億943万円で、このうち職員人件費である給料、職員手当等及び共済費の合計は11億5,236万8,000円で前年度に比較いたしまして1,794万3,000円の増となっております。主な理由といたしましては、給与改定によるもの及び退職手当負担金の増であります。9節旅費788万1,000円は、新規採用職員5名の岩手県消防学校入校経費、その他各種研修派遣に係る経費であります。11節需用費5,450万2,000円は、消耗品費、燃料費、光熱水費が主なものであります。12節役務費2,002万9,000円は、通信運搬費、車検等の手数料、各種保険料が主なものであります。13節委託料1,044万3,000円は、庁舎清掃業務、パソコン等保守業務、病院研修等の委託料が主なものであります。14節使用料及び賃借料1,235万9,000円は、パソコン、電子複写機等の賃借料、自動車等借上料及び人事給与システム等の使用料であります。18節備品購入費1,099万1,000円は、庁用器具及び消防器具の購入に充てようとするものであります。19節負担金補助及び交付金3,908万2,000円は、救急救命士研修教育負担金、消防通信指令事務協議会負担金が主なものであります。

2目消防施設費は、11億9,627万8,000円で、前年度に比較して8億

1,197万7,000円の増となっております。

主な内容を御説明いたします。消防施設整備事業につきましては、19ページを御覧願います。備品購入費は、平成32年度に開署の北部消防庁舎に配備する水槽付消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、広報車の購入及び湯田出張所の高規格救急自動車を更新しようとするものであります。西和賀消防署建設事業は、平成31年度において庁舎を建設するにあたり、確認申請手数料、工事監理業務委託料及び工事請負費を予算計上しようとするものであります。北上消防署北部消防庁舎建設事業は、平成31年度において、西和賀消防署建設事業と同様の事業のほか、備品購入費を予算計上しようとするものであります。

4款公債費は、組合事業の起債に係る償還元金及び利子であり、平成30年度末の起債残高見込み額は6億3,442万634円であります。

次に、歳入について申し上げます。8ページを御覧願います。

1款分担金及び負担金の20億4,086万1,000円は、組合構成市町からの分賦金で、歳入全体の78.4%を占めており、このうち北上市の分賦金は、13億7,285万2,000円、西和賀町の分賦金は、6億6,800万9,000円であります。

3款県支出金は、ラグビーワールドカップ2019の釜石会場において、テロ災害に対する県内応援を岩手県から依頼されており、テロ災害対応資機材を整備した際の県補助金であります。

10ページを御覧ください。5款諸収入の主なものは、東日本高速道路株式会社からの高速道路における救急業務支弁金及び岩手県防災航空隊派遣助成交付金であります。

6款組合債の消防施設整備事業は、水槽付消防ポンプ自動車、高規格救急自動車及び広報車の購入に伴う起債であり、北上消防署北部消防庁舎建設事業は、北部消防庁舎建設の工事請負費及び工事監理業務委託に係る起債であります。

次に、第2条継続費につきまして申し上げます。4ページの第2表を御覧願います。西和賀消防署建設事業の総額を7億4,176万8,000円とし、庁舎の建設工事において冬季間の工事一時休止を考慮して、平成31年度

及び平成32年度の2箇年事業とするものであります。

次に、第3条地方債につきまして申し上げます。第3表を御覧願います。消防施設整備事業に伴う起債の限度額を5億2,470万円とし、その起債の方法等を定めようとするものであります。

次に、第4条一時借入金につきましては、借入れの最高額を5億2,470万円と定めようとするものであります。

以上、平成31年度北上地区消防組合予算の概要につきまして申し上げますが、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤律雄君） これより質疑に入ります。

第1条歳入歳出予算、第1表の歳入から款を追って進めます。

1款 分担金及び負担金（「なし」と呼ぶ者あり）

2款 使用料及び手数料（「なし」と呼ぶ者あり）

3款 県支出金（「なし」と呼ぶ者あり）

4款 繰越金（「なし」と呼ぶ者あり）

5款 諸収入（「なし」と呼ぶ者あり）

6款 組合債（「なし」と呼ぶ者あり）

7款 財産収入（「なし」と呼ぶ者あり）

歳入を終わり、歳出に入ります。

1款 議会費（「なし」と呼ぶ者あり）

2款 総務費（「なし」と呼ぶ者あり）

3款 消防費。3番小原敏道議員

○3番（小原敏道君） 平成31年度の職員人件費は、11億5,200万円ですけれども、人員の採用や職員数を教えていただけますか。

○議長（齊藤律雄君） 事務局長。

○事務局長（佐藤晃君） はい、お答えいたします。

平成31年度の採用予定人員は、5名となっております。平成30年度末に5名退職いたしまして、5名の採用となっております。

以上です。

○3番（小原敏道君） 再任用はどうなのですか。

○議長（齊藤律雄君） 事務局長。

○事務局長（佐藤晃君） 再任用はございません。

○議長（齊藤律雄君） 4款 公債費（「なし」と呼ぶ者あり）

5款 予備費（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で歳出を終わります。

次に、第2条継続費。（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、第3条地方債。4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 限度額が、5億2,470万円に上がりましたが、この借り入れについての償還元金の今後の計画等はどうなっているのでしょうか、説明をお願いいたします。

○議長（齊藤律雄君） 事務局長。

○事務局長（佐藤晃君） お答えいたします。

北部庁舎の建設事業につきましては、25年の3年据え置きとなっております。その他消防車両につきましては、5年償還の1年据え置きとなっております。

以上です。

○議長（齊藤律雄君） 4番鈴木健二郎。

○4番（鈴木健二郎君） この限度額の確認ですけれども、5億2,470万円。これは先程の説明で、施設整備、これは北上西和賀共通のと、あとは北部庁舎の建設への借り入れで、総額5億2,470万円ですよね。これは、消防ポンプ等入っていないものだと私は認識しておりましたが、25年返済という形でいいですか。

○議長（齊藤律雄君） 事務局長。

○事務局長（佐藤晃君） お答えいたします。

起債の5億2,470万円の内訳ということでございますが、一つには西和賀消防署の建設事業につきましては、当組合では起債は行わず西和賀町で起債を行って、負担金として組合の方にいただくこととなっておりますので、消防組合で起債をする事業につきましては、北部消防庁舎建設事業及び水槽付きポンプ自動車、高規格救急自動車等であります。

25年償還につきましては、北部消防庁舎の建設事業につきましては、25

年償還の3年据え置きとなっております。

以上であります。

○議長（齊藤律雄君） 次に、第4条一時借入金。（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（齊藤律雄君） これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第4号平成31年度北上地区消防組合予算を採決いたします。

この採決は、挙手により行います。本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（齊藤律雄君） 挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（齊藤律雄君） 日程第11、議案第5号岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議についてを議題といたします。

書記をして議案の朗読をさせます。書記。

（書記朗読）

○議長（齊藤律雄君） 提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 佐藤晃君 登壇）

○事務局長（佐藤晃君） ただいま上程になりました、議案第5号岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議について、提案の理由を申し上げます。

平成31年3月31日をもって紫波、稗貫衛生処理組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させることとなるため、岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更することの協議について、当該組合の構成団体である北上地区消防組合の議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤律雄君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（齊藤律雄君） これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第5号岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤律雄君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（齊藤律雄君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、第161回北上地区消防組合議会定例会を閉会いたします。

（午後4時24分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北上地区消防組合
議 会 議 長

北上地区消防組合
議 会 議 員

北上地区消防組合
議 会 議 員